

## 議案第71号

### 南但広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約の制定について

南但広域行政事務組合同規約の一部を次のとおり変更するため、関係市と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月 5 日提出

養父市長 広 瀬 栄

### 南但広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

南但広域行政事務組合同規約（昭和47年南但広域行政事務組合同規約第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、「農業共済事業」の次に「及び農業経営収入保険事業に関する事務」を加える。

### 附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

議案第71号 南但広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業及び農業 経営収入保険事業に関する事務</p> <p>(8)～(11) (略)</p>

